

## 公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム 会費等に関する規則

平成 22 年 04 月 01 日 制定

平成 22 年 10 月 01 日 改正

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 8 条に定める正会員又は賛助会員が支払う入会金及び会費に関する必要事項を定め、それによって公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアム（以下「この法人」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第 2 条 定款第 8 条第 1 項及び第 2 項に規定する入会金及び会費は、表 1 及び表 2 に掲げるところによる。

表 1：個人・団体別の正会員、賛助会員の入会金及び会費

	正会員		賛助会員		備考
	入会金	会費	入会金	会費	
個人	4 万円	4 万円	2 万円	2 万円	
大学等 (法人単位とする)	5 万円	5～25 万円	—	—	詳細表 2
NPO、企業、公益法人	4 万円	4 万円	2 万円	2 万円	
行政	5 万円	100 万円	—	—	

大学等とは大学、短期大学、高等専門学校をいう。

表 2：大学等の会費の詳細

学生数 (前年度 5 月 1 日現在)	会費
500 人以下	5 万円
501 人～1,000 人	10 万円
1,001 人～5,000 人	15 万円
5,001 人以上	25 万円

2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員のその事業年度の会費は、月割とすること又は理事会の決議によってこれを減免することができる。

3 入会金については、公益目的事業及び管理部門（法人会計）において 2 分の 1 ずつ使用するものとする。

4 正会員の会費については、公益目的事業及び管理部門のために 2 分の 1 ずつ使用し、賛助会員の会費は公益目的事業のために使用するものとする。

(会費等の納入)

第 3 条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、入会及び退会に関する規則第 5 条第

1 項に規定する入会決定通知を受けた日から 30 日以内に、入会金及びその事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として 4 月末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。

3 正会員又は賛助会員から納入された入会金及び会費については、直ちに会費台帳（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

（資格喪失に伴う正会員等の会費収入義務等）

第 4 条 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

2 この法人は、正会員又は賛助会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

（改廃）

第 5 条 この規則の改廃は、理事会の議を経て社員総会において決定し、代表理事（会長）の承認を得る。

（補則）

第 6 条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事（会長）が別に定める。

附則

この規則は、一般社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムの設立の登記の日（平成 22 年 4 月 1 日）から施行する。

附則

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

別紙（第 3 条関係）

会 費 台 帳

会員氏名 _____				
	区 分	納入年月日	金 額	摘 要
	入 会 金	年 月 日	〇〇〇〇円	
会 費	平成 年度分			

（注）摘要欄には、納入遅延その他必要な事項を記入する。